

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による
農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン

新規制定	平成26年 5 月30日
一部改正	平成27年 1 月22日
一部改正	平成28年 4 月 1 日
一部改正	令和元年11月28日
一部改正	令和 3 年 7 月30日

第1 趣旨

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「法」という。）に基づく農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電による農山漁村の活性化に関する計画制度の適正な運用を図るため、このガイドラインを制定する。

第2 再生可能エネルギー発電設備

法第3条第2項の再生可能エネルギー発電設備は、以下の設備をいう。

- ① 太陽光パネル、風車、水車等再生可能エネルギー源を電気に変換する設備。また、小水力発電、地熱発電及びバイオマス発電のように、通常建屋を必要とする場合には、その建屋の敷地を含む。
- ② ①の設備の附属設備。蓄電池、パワーコンディショナー、管理施設、電線、電柱、導水路、地熱発電用井戸等①の設備を用いた発電、変電、送電又は配電に必要な設備を含む。木質バイオマスのストックヤード、コージェネレーション設備その他の①の設備の利用上必要であり、かつ、その規模がこれらの設備の利用のために適切な規模である設備を含む。

第3 農林地等

法第3条第3項の農林地等は、以下の土地をいう。

- ① 農用地及び開発して農用地とすることが適当な土地（法第3条第3項第1号）
農用地とは、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する「農地」又は「採草放牧地」に該当する土地をいうものとする。
また、再生可能エネルギー発電設備の代替となる土地を農地又は採草放牧地として開発することも想定されることから、法第3条第3項第1号に掲げる土地には開発して農用地とすることが適当な土地を含むものとする。
- ② 混牧林地（法第3条第3項第2号）
法第3条第3項第2号に掲げる土地は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第1項第2号に規定する土地に該当する土地（農用地及び林地を除く。）をいうものとする。
- ③ 林地及び林地とすることが適当な土地（法第3条第3項第3号）
「林地」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する「森林」の土地をいうものとする。
また、再生可能エネルギー発電設備の代替となる土地を林地とすることも想定されることから、法第3条第3項第3号に掲げる土地には「林地とすることが適当な土地」として植林に適した土地（農用地を除く。）を含むものとする。
- ④ 施設用地（法第3条第3項第4号）

①から③までに掲げる土地以外の土地であって、再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業の健全な発展に資する施設（以下「農林漁業関連施設」という。）の用に供される土地及び開発して再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供されることが適当な土地をいうものとする。

⑤ ①から④までに掲げる土地と一体的に利用される土地（法第3条第3項第5号）

土留等農林地（農用地及び林地をいう。以下同じ。）や施設用地の保全上必要な土地のほか、①から④までの土地に隣接し利用上一体となっている土地をいうものとする。

第4 市町村による基本計画の作成及び実施

1 総説

法第5条の規定に基づき市町村が作成する当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）は、この計画制度の中核を成すものであると同時に、当該市町村において再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に取り組む関係者の行動指針となるものである。

このため、市町村は、法第6条の規定に基づき組織する協議会の場の積極的な活用等により、地域の関係者の合意形成を図りながら、基本計画を作成するとともに、基本計画の内容が円滑かつ確実に実施されるよう、関係者に対し、それぞれの役割に応じた取組を果たすよう積極的に働きかけを行う。また、関係者の取組だけでは実施が困難な課題が生じた場合は、協議会の場における関係者間の議論や必要に応じた連携・協働等により、その解決に積極的に取り組むことが望ましい。

2 基本計画の作成（法第5条第2項及び第3項並びに農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第5条第3項の主務省令で定める事項を定める省令（平成26年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号。以下「主務省令」という。））

（1）農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針（法第5条第2項第1号及び基本方針第5の1（1））

基本計画を作成しようとする市町村は、当該市町村の区域内においてどのような再生可能エネルギー電気の発電を促進するかについてのほか、当該市町村の区域において農林漁業が果たしている役割や現状、課題等を具体的に記載した上で、再生可能エネルギー電気の発電による収益等を活用した農林漁業の将来の発展方向について明らかにすることが必要である。

バイオマス発電設備の整備を促進する際には、バイオマス発電設備の安定的な稼働を図る観点から、地域外の原料を一定程度発電に活用することも想定されるが、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電を促進することにより農山漁村の活性化を図るという法の趣旨に鑑み、発電に供する原料として未利用間伐材等の地域に存するバイオマスを主に活用するもの（当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合について年間を通じて原則8割以上確保するものをいう。以下同じ。）を促進する旨を記載することが望ましい。

なお、（7）の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及び（8）の目標の達成状況についての評価に関する事項については、再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針と連動させる観点から、ここに併せて記載しても差し支えない。

- (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（法第5条第2項第2号並びに農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号。以下「基本方針」という。）第3及び第5の1（2））

日照量、風況、熱源分布、他産業への影響等の条件を考慮して定めるものとし、地番による表示、道路、河川等の境界による表示などにより、外縁が明確になるように定めるものとする。このため、縮尺2万5,000分の1以上の地図により再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（以下「設備整備区域」という。）を図示するものとする。設備整備区域に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合には、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第33号。以下「規則」という。）第3条及び基本方針第3に基づくこととなるが、その具体的な適用に当たっては、それぞれ以下の事項に留意するものとする。

- ① 設備整備区域に農用地を含めようとする場合（規則第3条第2号及び基本方針第3の2（1））

イ 設備整備区域に含まれる農用地が、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農用地又は甲種農地（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）でないこと（規則第3条第2号イ本文並びに基本方針第3の2（1）①のア及びイ）。

なお、農用地区域内の農用地については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、農用地区域から除外し、設備整備区域に含めることが可能となる場合もある。この場合、法第5条第9項において、基本計画は農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律第8条に規定する農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）との調和が保たれたものでなければならないとされていることから、市町村は、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか十分検討した上で、基本計画に設備整備区域を定めることが必要となる。

ロ 設備整備区域に含まれる農用地が、第1種農地（農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地のうち甲種農地以外の農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、以下のものについては、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農用地の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして、設備整備区域に含めることが可能である（規則第3条第2号イ及び基本方針第3の2（1）①イ）。

- (i) 農用地として利用することが著しく困難であるものその他これに準ずるもの（規則第3条第2号イ（1））

農用地として利用することが著しく困難であるものその他これに準ずるものについては、第1種農地であっても設備整備区域に含めることが可能とされているが、その具体的な運用に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (イ) 農用地としての再生利用が困難な荒廃した農用地（基本方針第3の2（1）①イ（i））

農地については、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第3の1の（3）に基づきウと判定された農地であること。また、採草放牧地については、運用通知に準じて市町村が農業委員会の協力を得て調査を実施し、再生利用が困難と見込まれる荒廃した採

草放牧地であることを確認したものであること。

- (p) 農用地としての再生利用が可能な荒廃した農用地のうち、当該農用地において耕作又は耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧（以下「耕作等」という。）を行う者を確保することができないため、今後耕作等の用に供される見込みがないもの（基本方針第3の2の（1）①イ（ii））

「農用地としての再生利用が可能な荒廃した農用地」とは、農地については、運用通知第3の1の（3）に基づきアと判定された農地であること。また、採草放牧地については、運用通知に準じて市町村が農業委員会の協力を得て調査を実施し、再生利用が可能な荒廃した採草放牧地であることを確認したものであること。

なお、「当該農用地において耕作等を行う者を確保することができないため、今後耕作等の用に供される見込みがないもの」については、市町村は関係機関からの聞き取りや現地調査等を行い、次に掲げる農用地その他の公的主体による農用地の利用関係の調整を行ってもなお当該農用地において耕作等を行う者を確保することができる見込みがないと認められる農用地であるか否かにより判断するものとする。ただし、市町村や都道府県等が当該農用地を含む地域において、荒廃農地の再生利用対策や農業生産基盤整備事業等を実施する予定がある場合や再生可能エネルギー発電設備を整備するために意図的に当該農用地を荒廃化させた場合は、これには該当しない。

- (a) 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）が同法第8条第1項に規定する農地中間管理事業規程において定める同条第2項第2号に規定する基準に適合しないものとして借受けしなかった農用地
- (b) 農地法第34条の規定に基づく農業委員会によるあっせんその他農地の利用関係の調整を行ってもなお受け手を確保することができなかった農地
- (ii) 風力発電設備、小水力発電設備又は附属設備の用に供する農用地（規則第3条第2号イ（2）及び基本方針第3の2（1）②）

風力発電設備、小水力発電設備及び附属設備（以下「風力発電設備等」という。）については、風況などの関係から立地場所が制約されること、転用される農用地の面積が限定的であること等から、第1種農地であっても風力発電設備等の用に供することが必要かつ適当であって、市町村の区域内の他の土地で代替することが困難であると認められること等一定の要件を満たす場合には、設備整備区域に含めることが可能とされているが、この要件の判断に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (i) 再生可能エネルギー発電設備の用に供することが必要かつ適当であって、市町村の区域内の他の土地をもって代えることが困難であると認められること（規則第3条第2号イ（2））

- ・ 「再生可能エネルギー発電設備の用に供することが必要かつ適当」については、市町村の区域内の土地の利用状況並びに当該再生可能エネルギー発電設備の具体的な需要及び通常の利用形態からみて当該土地を含めることが必要であることや、その規模が当該設備の通常必要とされる面積等から見て過大なものでないことから判断するものとする。
- ・ 「市町村の区域内の他の土地をもって代えることが困難であると認められること」については、市町村の区域内に代替することが可能な農用地以外の土地や第1種農地（（i）の農用地を除く。）以外の農用地（農用地区域内

の農用地及び甲種農地を除く。)があるか否かにより判断するものとする。

(v) 各設備ごとの個別の要件（規則第3条第2号イ（2）の（i）から（iii）まで）

(a) 風力発電設備

年間を通じて安定的に風量が観測され、風力発電設備を用いた効率的な発電が可能であると見込まれる土地であって、当該風力発電設備の用に供するものを設備整備区域に含めることが可能とされているが、この場合、沿道など農用地の周辺部にある土地について、必要最小限の範囲で設備整備区域に含めるものとする。

(b) 小水力発電設備

かんがい、利水その他の発電以外の目的で取水し、又は放流する流水を利用して発電（従属発電）する小水力発電設備（非かんがい期も含めて発電用水利権を取得し、発電する設備を含む。）を用いて、農業用用水路や小河川等の落差を利用した効率的な発電が可能であると見込まれる土地であって、当該小水力発電設備の用に供するものを設備整備区域に含めることが可能とされているが、この場合、農業用用水路等から取水する導水路を埋設管にするなどして、必要最小限の範囲で設備整備区域に含めるものとする。

(c) 附属設備

第2の②の附属設備であって、再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものの用に供する土地を設備整備区域に含めることが可能とされているが、この場合、沿道など農用地の周辺部にある土地について、管理用道路として既存の道路を用いるなどして、必要最小限の範囲で設備整備区域に含めるものとする。

ハ 設備整備区域の設定により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること（規則第3条第2号ロ及び基本方針第3の2（1）①）。

以下の場合には、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

(i) 設備整備区域が、集団的な農用地の中央部に介在するように設定されることにより、高性能農業機械による営農等に支障が生じる場合

(ii) 設備整備区域を定めたことにより、今後の農業生産基盤整備事業の実施や農地流動化施策の推進等に支障が生じる場合

また、地域の農業を担うべき者への農用地の利用集積等の推進に支障を及ぼすおそれがないようにすることが適当であると考えられる。

ニ 設備整備区域の設定について農業上の土地利用との調整を十分行うこと。

市町村は、設備整備区域に農用地を含めようとする場合には、次の（i）又は（ii）により、規則第3条第1号及び第2号の要件並びに基本方針第3の1及び2の基準を基に、農業上の土地利用との調整を行うことが適当と考えられる。

なお、設備整備区域内の第1種農地を転用しようとする場合にあっては、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第37条第13号の規定により、転用不許可の例外に該当する場合があるが、この場合、設備整備区域に第1種農地を含めようとする段階で、当該設備整備区域について農業上の土地利用との調整が調ったものであることが必要となることに十分留意するものとする。

(i) 指定市町村以外の場合

市町村が指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下

同じ。) 以外の場合にあつては、以下により調整を行うこと。

(イ) 市町村は、設備整備区域に農用地を含めようとする場合には、あらかじめ、農業委員会から当該農用地の選定について意見を聴いた上で、都道府県の農地転用担当部局と調整を行う。

(ロ) 都道府県の農地転用担当部局は、設備整備区域に農用地を含めることについて調整を求められたときは、規則第3条第1号及び第2号の要件並びに基本方針第3の1及び2の基準を基に、市町村と十分調整する。

なお、この調整により、当該要件等を満たすと判断された場合に農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱うこととする。

(ハ) 市町村が法第6条第1項に基づき協議会を組織しており、協議会に、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）及び都道府県が構成員として参加している場合において、当該協議会における協議により、これらの者が、設備整備区域に含めようとする農用地が規則第3条第1号及び第2号の要件を満たし、また、基本方針第3の1及び2の基準に従っていると判断したときは、(イ)及び(ロ)にかかわらず、農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱って差し支えない。

(ii) 指定市町村の場合

市町村が指定市町村の場合にあつては、以下により調整を行うこと。

(イ) 指定市町村の法担当部局は、設備整備区域に農用地を含めようとする場合には、あらかじめ、農業委員会から当該農用地の選定について意見を聴いた上で、規則第3条第1号及び第2号の要件並びに基本方針第3の1及び2の基準を基に、当該指定市町村の農地転用担当部局と十分調整を行う。

なお、この調整により、当該要件等を満たすと判断された場合に農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱うこととする。

(ロ) 指定市町村が法第6条第1項に基づき協議会を組織しており、協議会に、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構及び都道府県が構成員として参加している場合において、当該協議会における協議により、これらの者が、設備整備区域に含めようとする農用地が規則第3条第1号及び第2号の要件を満たし、また、基本方針第3の1及び2の基準に従っていると判断したときは、(イ)にかかわらず、農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱って差し支えない。

② 設備整備区域に林地を含めようとする場合（規則第3条第3号及び基本方針第3の2（2））

保安林として指定されていない森林に係る林地を優先的に用いるものとするとともに、設備整備区域に保安林に係る林地を含める必要がある場合には、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないようにすること。

設備整備区域に国有林野を含めようとする場合には、当該設備整備区域をその管轄区域に含む森林管理局との間で十分な事前調整を行うとともに、国有林野の管理経営に支障を生じないよう、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定により定められた地域管理経営計画との調和を図るとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要最小限の範囲とすること。

また、法第5条第9項において、基本計画は地域森林計画（森林法第5条に規定する地域森林計画をいう。以下同じ）その他法律の規定による森林の整備に関する計画

との調和が保たれたものでなければならないとされていることから、市町村は、地域森林計画、市町村森林整備計画（森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画をいう。）等の達成に支障がないか十分検討した上で、基本計画に設備整備区域を定めることが必要となること。

- ③ 設備整備区域に漁港又はその周辺の水域を含めようとする場合（規則第3条第4号及び基本方針第3の2（3））

漁港又はその周辺の水域を設備整備区域に含めようとする場合には、その漁港を管理する漁港管理者等との間で十分な事前調整を行うとともに、当該漁港の利用又は保全及び当該水域における漁船の航行、漁業の操業等に支障を及ぼさないこと。

- （3）再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模（法第5条第2項第3号及び基本方針第5の1（3））

（2）の区域において整備を促進することとする再生可能エネルギー発電設備ごとに、当該区域における再生可能エネルギー源の賦存量を考慮の上、太陽光発電、風力発電、小水力発電、地熱発電、バイオマス発電等の発電設備の種類（エネルギー源）及び当該発電設備の最大発電出力（kW）を定めるものとする。

- （4）再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該区域において実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項（法第5条第2項第4号及び基本方針第4の3）

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて、荒廃農地の再生や農地の集約化を行う場合に、この事項を定める。

- （5）再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項（法第5条第2項第5号及び基本方針第4）

- ① 農林漁業関連施設の整備

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林漁業関連施設の整備を行う場合に定める。農林漁業関連施設には以下の施設を含むものとする。

- イ 農業用施設（規則第1条第1号）

育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設等

- ロ 林業用施設（規則第1条第2号）

貯木場、木材処理加工施設、木材集出荷販売施設、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設等

- ハ 漁業用施設（規則第1条第3号）

漁獲物鮮度保持施設、養殖用種苗生産施設、浮き魚礁、漁船保全修理施設、養殖施設、漁獲物加工処理施設等

- ニ 基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の区域内において生産された農林水産物（以下「区域内農林水産物」という。）及びその生産若しくは加工に伴い副次的に得られた物品を主たる原材料とする製品を製造するための施設（規則第1条第4号）

ジャム等の加工品を製造する施設、木質ペレット製造施設等

- ホ 主として区域内農林水産物又はその加工品を販売するための施設（規則第1条第5号）

直売所、道の駅等

へ 区域内農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店（規則第1条第6号）

農家レストラン等

ト 農林漁業の体験のための施設（規則第1条第7号）

農林漁家民宿、市民農園等

チ イからトまでに掲げる施設に附帯する施設（規則第1条第8号）

イからトまでに掲げる施設の利用上必要な施設

② 農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進

農林漁業者自らが再生可能エネルギー電気の発電を行う場合においても、自らの農林漁業経営の改善を含め、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う必要があることに留意する。また、農業協同組合や土地改良区等の農林漁業者が組織する団体が再生可能エネルギー電気の発電を行う場合にあっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）や土地改良法（昭和24年法律第195号）等で認められている範囲内で、当該発電及び農林漁業の健全な発展に資する取組のいずれも当該団体の組合員のために行うものとする。

再生可能エネルギー電気の自家利用を行う場合には、売電収益を得られないため発電コストを賄うことが困難となる場合も想定されることから、再生可能エネルギー電気の自家利用を作物のブランド化に活用するなど、コストの問題を克服するための工夫をすべきである。

また、再生可能エネルギー電気の発電と併せて、発生する熱の供給を行う場合は、それに伴って必要となるコージェネレーション設備等の費用や需要の有無に留意する必要がある。

③ 農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進

バイオマスを利用した取組を行う場合には、研究・実証段階の技術を用いた取組はコストが高くなったり、実用化までに時間を要したりすることから、バイオマス事業化戦略（平成24年9月6日バイオマス活用推進会議決定）を参考に、実用化技術を用いた取組を行うことが望ましい。

なお、農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項については、必要に応じてその内容を見直し、地域の農林漁業の現状を踏まえたものとすることが重要である。また、再生可能エネルギー発電事業の売電収益の一部を基金化し、その用途をあらかじめ複数定め、その時々課題に応じた用途に支出することも差し支えない。

（6）自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項（法第5条第3項）

基本方針第6の1の内容のうち「自然環境の保全との調和に配慮する」とは、希少な野生動植物及びその生息・生育環境の保全上重要な地域、渡り鳥の重要な渡来地及び経路、生物多様性の保全上重要な植物群落及び湿地、優れた自然の風景地、重要な地形及び地質、良好な水環境を有する場所等を特定し、設備整備区域を設定する際には、それらに対する影響を回避することである。また、「自然環境に与える影響を調査し、その対策について検討する」とは、基本方針第6の4を踏まえ、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体が定める条例に基づく環境影響評価の実施要件に該当する場合はそれを適切に実施するとともに、それ以外の場合であっても必要に応じて、市町村又は再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者（以下「設備整備者」という。）が自然環境に与える影響を環境影響評価と同様の手法により、「鳥類等に関す

る風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年1月環境省公表）、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省公表）、「環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷、生物の多様性・自然との触れ合い」（平成29年3月環境影響評価技術手法に関する検討会編集）をはじめとする各種ガイドラインを参照しつつ、調査し、対策を検討することである。

以上を踏まえ、自然環境の保全との調和に対する配慮、基本方針第6の1①から④までに掲げる地域等の保全への支障を生じさせない配慮、自然環境に与える影響の調査・検討の実施、周辺住民の生活環境に対する影響の低減等の具体的な内容等市町村の区域における再生可能エネルギー電気の発電について配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

- (7) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標（主務省令第1号及び基本方針第5の1（4））

市町村の区域において法に基づき整備される再生可能エネルギー発電設備の総設備容量、当該再生可能エネルギー発電設備の総発電量、設備整備計画の認定件数、再生可能エネルギー電気の発電による所得の向上等の目標（目標の達成時期を含む。）を定めるよう努めるものとする。

- (8) 目標の達成状況についての評価に関する事項（主務省令第2号及び基本方針第5の1（4））

法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、基本計画の作成主体である市町村は、その実施状況について自己評価することが重要である。そのため、認定に係る設備整備計画（以下「認定設備整備計画」という。）の実施状況の調査、目標が達成されない場合の原因分析等の基本計画の目標の達成状況の評価の方法を定めるよう努めるものとする。

- (9) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項（主務省令第3号）

基本方針第5の8を踏まえ、再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時に再生可能エネルギー発電設備が放置されないよう、当該設備の撤去に係る費用負担等について定めるものとする。また、認定設備整備計画が農地法、森林法等の特例措置を受けているものである場合には、当該認定設備整備計画の内容に反して再生可能エネルギー発電設備の整備を中止したとき等土地等の原状回復が必要となるときには、それを適切に行うことを定めるものとする。

- (10) 基本計画の作成についての提案に関する留意事項（法第5条第6項及び第7項並びに基本方針第5の2）

設備整備者から基本計画の作成についての提案を受けた市町村は、基本計画の作成の要否について検討を行い、基本計画の作成の必要がないと判断したときは、書面等によりその旨及びその具体的な理由を当該提案をした者に対し通知するよう努めなければならないが、基本計画の作成の必要があると判断したときについても、書面等によりその旨を当該提案をした者に対し通知することが望ましい。

- (11) その他（基本方針第4の4）

基本計画においては、基本方針第4の2を参考として、農林漁業の健全な発展に資す

る取組を具体的に定めた上で、地域の活性化における課題が多様であることから、当該取組以外の望ましい取組として、地域の実情に応じた再生可能エネルギー電気・熱の有効な活用方法（例：災害時の学校や病院等の公共施設への電力の優先供給やバイオマス発電の際に生じた熱の有効活用等）について定めることも差し支えない。

また、再生可能エネルギー発電事業の売電収益から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代等に代えて毎年の売電収益の一定割合を地権者に支払う取組だけでは、通常の賃貸借契約と変わるものではなく、再生可能エネルギー電気の発電による利益を農林漁業に還元しているものとは認められないことから、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならないことに留意する必要がある。

3 基本計画の公表（法第5条第11項及び基本方針第5の5）

市町村が基本計画を作成し、又は変更した場合には、現場における法の適確な実施に資する観点から、市町村と国の相談窓口（基本方針第2の1（7）の「国の相談窓口」をいう。）との間で、基本計画の作成又は変更を行った旨、その内容等を共有することが望ましい。

4 基本計画の変更（法第5条第12項）

計画作成市町村は、地域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の進展度合い、地域経済、社会の状況等を踏まえ、又は設備整備者による提案等により必要が生じたときは、協議会における協議を通じて、基本計画の内容を見直すよう努めるものとする。

第5 農林地所有権移転等促進事業

1 趣旨（法第5条第4項及び基本方針第5の1（5））

農林地所有権移転等促進事業は、再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備とその周辺の地域における農地の集約化等農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため、農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）を一括して行うことを可能とする制度である。所有権の移転等を行うため、基本計画に定めた第4の2（4）の区域において、農林地所有権移転等促進事業が行われることが望ましい。

2 農林地所有権移転等促進事業に関して基本計画に定めるべき事項（法第5条第4項、規則第2条及び基本方針第5の1（5））

農林地所有権移転等促進事業に関して基本計画に定めるべき事項については、以下に留意するものとする。

① 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針（法第5条第4項第1号及び基本方針第5の1（5）①）

市町村は、再生利用が困難な荒廃農地の有効活用や農業の担い手への農地の集約化等当該市町村の区域内でこの事業が行われることの具体的な意義を明らかにするものとする。

② 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法（法第5条第4項第2号及び基本方針第5の1（5）②）

本事業により移転される所有権の移転の対価については、地域における他の再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格や農地価格等の形成を不当に歪める

こととならないよう、同種の再生可能エネルギー発電設備の整備や農林地の農林業上の利用を行う場合の地代等を勘案して定めることが重要である。対象となる土地が地価公示法（昭和44年法律第49号）第2条第1項に規定する都市計画区域に所在し、かつ同法第6条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものである場合には、公示価格を基準とした価額を基礎として算定する旨を定めることが重要である。

また、移転される所有権の移転の対価の支払の方法については、所有権移転等促進計画に定める支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関口座に振り込む旨又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う旨を定めることが望ましい。

- ③ 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転される権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法（法第5条第4項第3号及び基本方針第5の1（5）②）

イ 地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準については、以下のとおり定めることが望ましい。

- ・ 再生可能エネルギー発電設備の用地として利用する場合にあつては、設備整備計画における再生可能エネルギー発電設備の使用期間等を踏まえた期間を設定する。
- ・ 農林漁業関連施設の用地として利用する場合にあつては、その耐用年数、その運営に係る事業計画の年数等を考慮した期間を設定する。
- ・ 農用地として利用する場合の土地の権利の存続期間については、農用地の利用調整を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ関係農業者の多くが希望する期間を設定する。
- ・ 林地として利用する場合にあつては、森林の生育に係る期間が通常数十年と長いことに配慮した期間を設定する。

また、その残存期間に関する基準については、移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間を基準として定めることが望ましい。

ロ 地代又は借賃の算定基準については、以下のとおり定めることが望ましい。

- ・ 再生可能エネルギー発電設備の用地の地代又は借賃については、当該市町村の他の区域における再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格を調査した上で算定する。
- ・ 農林漁業関連施設の用地については、近傍の同種の施設用地の地代又は借賃の額に比準して算定する。
- ・ 農地の地代又は借賃については、農業委員会が提供している農地の借賃等に関する情報も参考にしつつ、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- ・ 採草放牧地又は林地については、それぞれ近傍の採草放牧地又は林地の地代又は借賃の額に比準して算定する。

また、その支払の方法については、関係者に不利益が生じない範囲で極力簡便な方法にすることが望ましい。したがって、一般的な方法としては、地代又は借賃は毎年所有権移転等促進計画に定める日までに、口座振込、持参等により、当該年に係る地代又は借賃の全額を一度に支払う旨を定めることが適当である。

- ④ 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地についての所有権の移転等に係る法律関係に関する事項（規則第2条）

イ 規則第2条の農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件として、所有権移転等促進計画において定める有益費の償還等権利の条件に関する事項を定めるものと

する。

- ロ 同条のその他農用地についての所有権の移転等に係る法律関係に関する事項として、農林地所有権移転等促進事業の実施によって成立する当事者間の契約の種類（売買、贈与等）を定めるものとする。

3 所有権移転等促進計画の作成（法第16条第1項及び基本方針第5の1（5）③）

農林地所有権移転等促進事業に関する事項が記載された基本計画を作成した計画作成市町村は、設備整備計画の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）から認定設備整備計画に従って農林地等について所有権の移転等を受けたい旨の申出があった場合や、認定設備整備計画に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備を契機として周辺の農地の集約化に向けた農林地等の所有権の移転等を進めることが適当と計画作成市町村が判断した場合等であって、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、様式例第1号を参考として、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

4 所有権移転等促進計画の記載事項（法第16条第2項及び規則第5条）

所有権移転等促進計画には、法第16条第2項各号に掲げる事項及び規則第5条各号に掲げる事項を定めるものとする。このうち、規則第5条第2号イに掲げる事項については、以下の事項を定めるものとする。

- ① 法第16条第2項第1号に規定する者又はその世帯員等（農地法第2条第2項に規定する世帯員等をいう。以下同じ。）が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農用地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現にその耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
- ② 法第16条第2項第1号に規定する者が個人である場合にあっては法第16条第2項第1項に規定する者又はその世帯員等がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びこれらの者が当該事業につきその労働力以外の労働力に依存している状況、法人である場合にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況
- ③ 法第16条第2項第1号に規定する者又はその世帯員等がその耕作又は養畜の事業に供している農機具及び家畜の状況

5 所有権移転等促進計画の作成に当たっての留意事項（法第16条第3項及び基本方針第5の1（5）③）

計画作成市町村は、所有権移転等促進計画の作成に当たっては、以下の事項に留意することが望ましい。

- ① 所有権移転等促進計画の内容が基本計画に適合するものであること。
- ② 所有権の移転等に係る当事者全ての合意が得られていること。また、その合意を円滑に得るために、あらかじめ農業委員会等の関係者の協力を得るなどして、所有権移転等促進計画の案を作成すること。その際、土地の所有者が明確でない場合にあっては、所有者の確認作業、不在地主との調整、土地の効率的かつ総合的な利用の確保に関する地域の合意形成等に努めること。
- ③ 所有権の移転等が行われる土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。なお、その他の土地利用に関する計画には、国土利用計画、土地利用基本計画等が含まれる。また、当該利用目的に関し、農業振興地域整備計画や都市計画等への適合性の判断及び公共施設の整備状況、周辺の土地利用の状況等

を勘案した判断等様々な観点があるため、それらにふさわしい部局が緊密に連携を図りつつ処理すること。

- ④ 所有権移転等促進計画には、農用地についての所有権の移転等が含まれており、かつ、認定設備整備計画に従って行う再生可能エネルギー発電設備等（再生可能エネルギー発電設備及び農林漁業関連施設をいう。以下同じ。）の整備に係る所有権の移転等が含まれていなければならないこと。
- ⑤ 所有権の移転等の対象となる土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の後の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合には、農業委員会と事前調整を行い、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認すること。

6 農業委員会の決定（法第16条第1項及び規則第4条）

- （1）計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めようとするときは、所有権の移転等に係る土地ごとに、所有権の移転等を受ける者及び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得た上で、農業委員会に諮り、その決定を経なければならない。
- （2）所有権移転等促進計画を農業委員会の決定に係らしめているのは、農業委員会はその重要な任務の一つとして農用地の利用関係の調整に関する事務を担っていることによるものである。この場合、当該所有権移転等促進計画全体について農業委員会が決定することとしているが、農用地以外の土地に係る権利関係の調整について判断するものではない。
- （3）農業委員会は、所有権移転等促進計画について決定を行うときは、農用地の権利移動が適切に行われることを旨として、当該決定に要する期間その他認定設備整備計画の円滑な達成を図るために必要な事項につき適切な配慮をするものとするとしてされている。したがって、農業委員会は、法の担当部局から所有権移転等促進計画の作成に係る事前相談があった場合には、これに応じるとともに、所有権移転等促進計画の決定に係る事務処理を遅滞なく完了させるよう努めるものとするのが望ましい。

7 嘱託登記の活用（法第19条及び基本方針第5の1（5）④）

農林地所有権移転等促進事業の効果的な実施の観点から、計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定め、その旨の公告をした場合には、速やかに所有権の移転等の内容について登記をすることにより、権利関係を安定させることが重要である。この観点から、法第17条の規定による公告があった所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、法第19条の規定に基づき、権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成6年政令第258号）の一部が改正され、不動産登記法（平成16年法律第123号）の特例が措置がされている。

計画作成市町村は、同政令の定めるところにより、所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記について、これらの権利を取得した者の請求があるときは、速やかに、これらの権利の登記を嘱託するよう努めるものとする。

（1）市町村による登記の嘱託

- ① 法第18条の規定により所有権の移転等が行われた場合、所有権の移転等を受けた者からの請求があるときは、計画作成市町村は、その者のために所有権の移転等の登記を嘱託しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る土地についての

不動産登記に関する政令第2条)。

- ② ①により登記を嘱託する場合には、不動産登記令(平成16年政令第379号)第3条各号に掲げる事項のほか、嘱託する旨の記載をするとともに、第17条の規定による公告があったことを証明する書面及び登記義務者の承諾書を添付しなければならないものとする(権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第3条)。
- ③ 登記官は、登記完了時に登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知するとともに、当該通知を受けた嘱託者は、遅滞なく、登記権利者に通知しなければならないものとする(権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第4条)。

(2) 代位による登記の嘱託

- ① 計画作成市町村は、所有権移転等促進計画に係る所有権の移転等についての登記を嘱託する場合、必要があれば、土地の表示の変更の登記等について、代位による登記の嘱託をすることができるものとする(権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第5条)。
- ② 登記官は、登記完了時に、(1)③と同様に、登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知するとともに、当該通知を受けた嘱託者は、遅滞なく、登記権利者に通知しなければならないものとする(権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第6条)。

なお、市町村は、基本計画において農林地所有権移転等促進事業に関する事項を定める場合には、所有権移転等促進計画を活用することに加え、嘱託登記の制度が活用されるよう関係者に対する周知を徹底するよう努めるものとする。

第6 協議会

1 協議会の構成員(法第6条第2項及び基本方針第5の6(1))

基本方針第5の6(1)に即して、市町村の状況に応じて適切な構成員により協議会を組織することが望ましい。また、基本計画の実施の状況を踏まえ、基本計画の円滑かつ適確な実施のために協議会の構成員の追加等が必要である場合にも、同様とする。

なお、バイオマス発電の原料として当該市町村の区域内又は近隣の市町村等から未利用間伐材や家畜排せつ物等が供給される場合にあっては、原料の安定供給体制を構築するため、原料の供給に関与する農林漁業者等を構成員とすることが望ましい。

2 協議会の主な協議事項(基本方針第5の6(2))

協議会においては、基本方針第5の6(2)に即して、市町村の状況に応じた協議を行うことが望ましい。市町村が作成しようとする基本計画において、バイオマス発電設備の整備を促進しようとする場合にあっては、基本方針第5の6(2)②アに即して、設備整備区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担を協議する際に、発電のために供給される原料の種類及び量、価格等を明らかにし、協議が調った事項については様式例第3号を参考として保存することが望ましい。

3 協議会の運営に当たっての留意点(法第6条第3項及び第4項並びに基本方針第5の3及び6(3))

法第6条第4項の協議会が定める協議会の運営に必要な事項として、協議を円滑に進める観点から、様式例第2号を参考として、協議会の規約等を作成するものとする。規約等に規定する事項は、地域の実情に応じて適切な内容を定めるものとするものとし、名称、設置目的、協議事項、構成員、会議運営方法（会議の定足数、採決方法、会議の議事録の公表方法等）等に関する規定を置くものとする。その際、基本方針に定めることのほか、以下に留意することが望ましい。

- ① 法第6条第3項の「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない」旨を端的に明記することが望ましい。
- ② 協議会において協議が調った事項については、様式例第3号を参考として書面により、その結果をまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により広く一般に周知することが望ましい。
- ③ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の整備及びそれと併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組は、地域の農林漁業の振興、温暖化対策及びバイオマス利活用の推進など他の分野と関連するものであるが、これらの分野において既に協議会が設けられている場合には、これらの協議会と連携したり、協議すべき事項が重なる協議会については構成員に必要な構成員を追加することにより、複数の協議会を兼ねるものとするなど、これらの既存の関係者の協議を行う組織、機関等における取組との相乗効果を発揮させるよう運用することが望ましい。

第7 設備整備計画の作成

- 1 設備整備計画の記載事項（法第7条第2項及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令（平成26年農林水産省・環境省令第1号。以下「計画認定省令」という。）第2条）

設備整備計画に定めるべき事項については、基本方針及び計画認定省令に定めるもののほか、以下に留意するものとする。

- (1) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の内容並びに当該整備を行う期間（法第7条第2項第1号）
再生可能エネルギー発電設備の発電設備の種類については、バイオマス由来の発電設備である場合、バイオマスの種類（木質、家畜排せつ物、食品廃棄物等）及び発電方式（直接燃焼型、メタンガス発酵型等）を記載するものとする。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項（計画認定省令第2条第2号）
その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項としては、事前の環境影響評価の実施や騒音・臭気等の抑制等の周囲の地域住民に対して配慮する事項等について記載することが望ましい。
- (3) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項（計画認定省令第2条第3号及び基本方針第5の8）
第4の2（9）のような土地等の原状回復が必要となる場合には、設備整備計画に当該原状回復についての事項を記載するものとする。当該事項については、地権者等との契約書等において原状回復の取決めとして、「土地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者」、「原状回復に係る費用負担の方法」、「原状回復がなされないときの損害賠償」及び「土地貸与期間の中途の契約終了時における違約金」等を明記することが適当で

ある。

2 申請に必要な書類（法第7条第1項及び計画認定省令第1条）

設備整備計画の申請に必要な書類については、法及び計画認定省令に定めるもののほか、以下の点に留意するものとする。

① バイオマス発電設備の整備に必要な書類

バイオマス発電設備の整備をしようとする場合には、計画認定省令第1条第2項第4号の整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備等の規模及び構造を明らかにした図面を補足する書類等として、協議会での関係者の協議等を基にした原料調達先との契約書の写し等調達先や量、価格が分かる資料を添付するものとする。なお、畜産農家が家畜排せつ物を活用してバイオマス発電を行うなど、自らの活動に伴いバイオマスを得る場合には、その発生由来及び量が分かる資料を添付するものとする。

② 海岸法に係る手続に必要な書類

海岸管理者によっては、海岸法（昭和31年法律第101号）の許可手続に必要な書類を別に求めている場合があることから、海岸法の許可を受けなければならない行為を記載した設備整備計画の申請に際しては、必要に応じ、計画作成市町村から設備整備者に対し、海岸管理者が必要と認める書類を添付することを求めることが適当である。

③ 自然公園法に係る手続に必要な書類（計画認定省令第1条第2項第8号ホ）

自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の許可を受けなければならない行為を記載した設備整備計画については、当該設備整備計画についての計画作成市町村から環境大臣又は都道府県知事に対する協議に際して、環境大臣又は都道府県知事が当該行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認める場合には、計画作成市町村から設備整備者に対し、計画認定省令第1条第2項第8号ホ（1）から（4）までに掲げる書類を提出することを求めるものとする。

④ 温泉法に係る手続に必要な書類（計画認定省令第1条第2項第10号ホ及び第11号ホ）

温泉法（昭和23年法律第125号）の許可を受けなければならない行為を記載した設備整備計画については、当該設備整備計画についての計画作成市町村から都道府県知事に対する協議に際して、温泉法の許可要件に該当するかどうかを審査するために必要と認める場合にあっては、計画作成市町村から設備整備者に対し、都道府県知事がこの審査に必要と認める書類を提出することを求めるものとする。

第8 設備整備計画の認定等

1 認定の基準（法第7条第3項第1号及び基本方針第5の7（2）③）

計画作成市町村は、設備整備者から設備整備計画の認定の申請があった場合には、以下の観点から審査を行い、当該設備整備計画の内容が適当と認められるときには、当該設備整備計画の認定をするものとする。また、必要に応じ、協議会における協議を行い、専門家の知見を活用したり、当該設備整備計画に対する地域の関係者の同意を得たりすることが望ましい。計画作成市町村が設備整備計画の認定をする場合には、様式例第4号を参考として、書面により通知することが望ましい。また、認定をしない場合には、様式例第5号を参考として、その理由を明記した上で、書面により通知するものとする。

① 基本計画への適合性

計画作成市町村が作成した基本計画の内容に照らし、設備整備計画に基づき整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類、規模（最大発電出力）、その用に供する土地の所在、その撤去及び原状回復の方法等が適当であり、かつ、農林漁業の健全な発

展に資する取組の内容が適当であることを確認する。

② 実施可能性

再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組の実施に係る資金計画が適切であるか、資金調達の目途が立っているか、設備整備計画に関係する地権者の同意が取り付けられているかなどについて確認する。申請者が法人や法人でない団体である場合には、定款や規約等の内容に照らし、再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことが可能であることを確認する。また、環境影響評価の実施や固定価格買取制度に基づく認定等の再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な他の手続の状況について確認する。

特に、バイオマス発電については、発電設備の使用期間にわたって安定的に稼働できるよう、設備整備計画が地域に存するバイオマスを主に活用するものとなっているか、地域の関係者の合意を得ているか、発電に供する原料の安定供給体制が構築されているかについて、協議会での協議結果等を参考にしつつ、確認する。

2 農地法、漁港漁場整備法又は海岸法の許可に係る設備整備計画の認定の留意事項（法第7条第3項第2号及び第3号並びに基本方針第5の7（2）①）

（1）農地法の許可に係る設備整備計画の認定の留意事項

① 指定市町村による認定

指定市町村は、再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合において、法第7条第3項に基づき設備整備計画を認定しようとするときは、当該行為が法第7条第5項各号に掲げる要件に該当することを確認するに当たり、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1及び4に留意するものとする。

② 農業委員会からの意見の聴取

指定市町村は、法第7条第3項の設備整備計画の認定をしようとするときは、同条第15項において準用する同条第11項第1号の規定に基づき農業委員会の意見を聴かなければならないとされているが、農業委員会は、運用通知の第2の2及び5に留意することが適当である。

③ 設備整備計画に対する認定に係る協議

当該指定市町村の長が行う法第7条第15項において準用する同条第9項第1号に掲げる行為に係る同項の協議は、様式例第13号を参考として、書面により行うものとする。

（2）漁港漁場整備法又は海岸法の許可に係る設備整備計画の認定の留意事項

認定の申請のあった設備整備計画に漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）又は海岸法の許可に係る行為（計画作成市町村の許可に係るものに限る。）が記載されている場合には、計画作成市町村は、1①及び②に加え、当該行為について漁港漁場整備法又は海岸法の許可基準に照らし、審査を行うものとする。

3 条件の付与

計画作成市町村は、認定設備整備計画の確実な実施を確保するため、設備整備計画の認定に当たって、設備整備者に対して認定設備整備計画の進捗状況を定期的に報告すること、再生可能エネルギー発電設備の使用期間及び再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間の終了時又はこれらの期間の途中で事業を中止する場合には、再生可能エネルギー発電設備を撤去すること、バイオマス発電については、発電設備の使用期間にわたって、地域に存するバイオマスを主に活用するものとする等必要な条件を付することが適当で

ある。

4 認定に係る都道府県知事等への協議（法第7条第4項から第15項まで並びに基本方針第5の7（2）①及び②）

（1）計画作成市町村による協議

計画作成市町村は、申請を受けた設備整備計画が適当と判断した場合であって、当該設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が各個別法の許可等を要する行為であったときは、法第7条第4項各号に定める者（以下「都道府県知事等」という。）に様式例第6号を参考として、協議を行い、法第7条第4項第2号に掲げる行為のみが記載されている場合を除き、これらの同意があった場合には、当該設備整備計画を速やかに認定するものとする。協議に係る設備整備計画について都道府県知事等の同意の可否が分かれてしまうなど、当該設備整備計画を認定できない場合には、計画作成市町村は設備整備者に対して都道府県知事等の指摘等を踏まえ当該設備整備計画の修正を求めることが望ましい。

計画作成市町村は、設備整備計画について協議を行った都道府県知事等に対しては、様式例第7号及び第8号を参考として、当該設備整備計画を認定したか否かを通知するよう努めるものとする。

（2）都道府県知事等の同意等

法に基づく手続のワンストップ化の措置は、複数の手続に係る申請を一本化することにより、手続の簡素化を図るものであり、各個別法の規制を緩和することを趣旨とするものではないことから、都道府県知事等は各個別法の審査基準・手順に基づき同意の可否を判断するものとし、法第7条第9項から第15項までの規定による手続についても同様とする。都道府県知事等は、様式例第9号から第12号までを参考として、計画作成市町村に対し、同意の可否を回答するものとする。

また、当該協議については、各個別法の許可権者の審査を経ることで再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為を適正なものにするとともに、計画作成市町村以外の者が当該行為を複層的に確認するという効果がある。仮に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2の規定に基づき、都道府県知事が各個別法に関する事務を計画作成市町村が処理することとしている場合であっても、計画作成市町村が都道府県知事に協議することが必要であることに留意する。

当該協議において、都道府県知事等は、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行わない場合には、計画作成市町村がその認定を取り消すことを同意の条件として付するものとする。

なお、都道府県知事は、特に、再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合において、法第7条第4項に基づき計画作成市町村から当該行為に係る設備整備計画の協議があったときは、当該行為が法第7条第5項各号に掲げる要件に該当することを確認するに当たり、運用通知第2の1及び4のほか、以下の事項に留意するものとする。

① 第1種農地において再生可能エネルギー発電設備の整備を行う場合の確認事項

都道府県知事は、第1種農地における再生可能エネルギー発電設備の整備を含む設備整備計画について協議があった場合には、その第1種農地が農業上の土地利用との調整が調った設備整備区域内の農用地であるか、設備整備計画に記載されている法第7条第2項第2号に掲げる事項（農林漁業の健全な発展に資する取組）について、地域の関係農業者やその組織する団体が構成員として参加する協議会において協議が調

ったものであるかを十分確認するものとする。

② 同意の手續に係る留意事項

イ 農業委員会の意見の聴取

都道府県知事は、法第7条第5項の同意をしようとするときは、同条第11項第1号の規定に基づき農業委員会の意見を聴かなければならないとされているが、農業委員会は、運用通知の第2の2及び5に留意して行うことが適当である。

ロ 設備整備計画に対する同意に係る協議

都道府県知事が行う法第7条第9項第1号に掲げる行為に係る同項の協議は、様式例第13号を参考として、書面により行うものとする。

5 認定の通知

計画作成市町村は、設備整備計画を認定したときは、再生可能エネルギー発電設備等の設備整備者又は再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地の権利の設定若しくは移転に係る当事者に対して、様式例第4号を参考として、書面により通知するものとする。なお、当該書面は農地転用に係る不動産登記の申請に必要な書類であることから、当該書面には、不動産登記法の規定による登記の申請において必要となる次に掲げる事項を記載することが適当である。

- ・ 設備整備者又は再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地の権利の設定若しくは移転に係る当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在並びに代表者の氏名）
- ・ 土地の所在、地番、地目（登記簿・現況）及び面積（登記簿面積）
- ・ 再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地について権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
- ・ 再生可能エネルギー発電設備等の種類

6 理由の付記

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の規定により、申請により求められた許認可等を拒否する処分を書面とする場合は、申請者に対し当該処分の理由を示さなければならないとされていることを踏まえ、都道府県知事等は、法第7条第4項各号の協議に対し市町村に同意をしないときは、その理由を当該協議に対する回答に係る書面に記載するものとする。また、法第7条第15項において読み替えて準用する同条第11項に基づき農業委員会が指定市町村である計画作成市町村に対し認定しないことが相当であるとする内容の意見を述べる場合にも、同様とする。

なお、法第7条第9項から第11項までの規定による手續において農業委員会、都道府県森林審議会等が都道府県知事等に対し同意することが適当でないとする内容の意見を述べる場合等にあっても、その理由を当該意見に係る書面に記載することが適当である。

7 認定の取消し等（法第8条第3項及び基本方針第5の1（3））

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていない場合には、法第9条から第15条までの特例は適用されないこととなる。

また、計画作成市町村は、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業関連施設の整備を行っていないと認める場合には、その認定を取り消すことができる。また、これ以外の場合において、農林漁業関連施設の整備以外の農林漁業の健全な発展に資する取組を十分実施していないと認める場合や、認定設備整備計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、認定設備整備

計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合には、その認定を取り消すことができる。認定を取り消す場合には、様式例第14号を参考として、その理由を明らかにした上で、認定設備整備者に通知するものとする。

このため、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていない場合やその認定が取り消された場合には、法第9条から第15条までの各個別法の許可等を受けていない状態となることから、この場合、例えば設備整備計画に基づき行われている農地転用について、農地法第51条第1項に規定する違反転用に該当するものとして所要の措置を講ずることとなるなど、各個別法に基づく是正措置が講じられることに留意するものとする。

なお、計画作成市町村は、設備整備計画の認定を取り消した場合には、遅滞なく、様式例第15号を参考として、当該認定設備整備計画について法第7条第4項に基づく協議を行った都道府県知事等に通知するよう努めるものとする。また、当該認定設備整備計画に基づく事業実施によって設備整備者は信頼性の向上等の便益を受けており、認定の取消しにより関係者に影響が生ずることから、計画作成市町村は、関係者に対し、認定を取り消した旨を通知することが望ましい。

8 認定設備整備者に対する指導及び助言（法第21条及び基本方針第5の1（4））

計画作成市町村は、認定設備整備者の認定設備整備計画の実施状況について確認を随時行い、その把握を行うものとする。また、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を行っていないと認められる場合には、計画作成市町村はその理由を聴取し、当該認定設備整備計画に従って当該整備及び当該取組を行うよう指導を行うとともに、必要に応じ、協議会の構成員となっている専門家等の知見等を活用した助言を行い、当該認定設備整備計画の適確な実施を確保するものとする。

なお、計画作成市町村は、農地転用に係る設備整備計画の進捗状況を把握した場合は、その内容を、認定に際して協議した都道府県の農地転用担当部局と共有することが望ましい。

また、計画作成市町村は、認定設備整備計画に従って事業が適切に実施されていないことを把握した場合には、認定設備整備者に対して速やかに指導を行うとともに、農業委員会は「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長及び農村振興局長連名通知）の規定により、違反を是正するための必要な措置を行うものとする。

バイオマス発電に係る設備整備計画については、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って、発電に供する原料の調達を適切に行い、地域に存するバイオマスを主に活用するものであるかを確認するため、計画作成市町村は認定設備整備者に対し、電力会社に提出したバイオマス比率計算方法説明書の提出を求めるとともに、発電に供する原料として木質バイオマスを活用している場合には、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成24年6月18日付け24林政令第37号林野庁長官通知）の遵守状況等を確認するものとする。

第9 その他留意事項

1 工事用道路等の整備に係る農用地の一時転用の取扱い

法に基づく農地法の特例は、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備等の整備に係るものであり、別の土地に工事用の道路や資材置場等を設置するなど一時的な利用のための農地転用には適用されないことから、別途農地法第4条第1項又は

第5条第1項に基づく一時転用の許可申請が必要である。

この場合、市町村が指定市町村以外の場合にあつては、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備全体が円滑に行われるよう、第4の2(2)①ニの調整と併せて、農業委員会及び都道府県の農地転用担当部局と十分調整を行っておくことが望ましい。また、市町村が指定市町村の場合にあつては、農業委員会及び当該市町村の農地転用担当部局と十分調整を行っておくことが望ましい。

なお、再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地とこれらの工事用道路等の用に供する土地に係る農地面積の合計が4ヘクタールを超えるときは、以下に留意すること。

(1) 指定市町村以外の場合における農林水産大臣との協議

都道府県知事による設備整備計画に係る同意又は一時転用許可がそれぞれ必要となり、都道府県知事は、農林水産大臣とあらかじめ協議する必要があることから、地方農政局（北海道にあつては農村振興局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。第9の3を除き、以下同じ。）と事前に十分調整を行うこと。

(2) 指定市町村の場合における農林水産大臣との協議

指定市町村による設備整備計画の認定又は一時転用許可がそれぞれ必要となり、指定市町村の長は、農林水産大臣とあらかじめ協議する必要があることから、地方農政局と事前に十分調整を行うこと。

2 風力発電設備のブレードの設置等を目的として農用地に区分地上権等を設定する場合の取扱い

法に基づく農地法の特例は、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る農地転用を対象とするものであり、風力発電設備のブレードの設置、小水力発電設備の導水路の埋設、送電用又は配電用の電線の架設等のために農用地に区分地上権等（民法（明治29年法律第132号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利をいう。）を設定する場合には、別途農地法第3条に基づく許可申請が必要である。

この場合、市町村は、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備全体が円滑に行われるよう、設備整備計画に係る調整と併せて農業委員会と十分調整を行っておくことが望ましい。

3 基本計画を実施するための国・都道府県の施策の活用

市町村の基本計画の作成及びその円滑かつ確実な実施のためには、当該市町村の取組のほか、国・都道府県による農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に資する施策を活用することが有効である。例えば、農林漁業の生産活動に付随して発生するバイオマスを再生可能エネルギー電気の発電に利用することは、6次産業化の取組でもあることから、6次産業化を促進するための各種措置の活用が可能である。このため、市町村は、国・都道府県による施策についての情報収集を行うとともに、その活用方策を含め設備整備者をはじめとする地域の関係者に積極的に情報提供を行うことが望ましい。また、市町村のこのような取組を援助するため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、活用可能な施策の紹介を積極的に行うとともに、その活用に向けた助言を行うものとする。また、都道府県においても、当該都道府県の再生可能エネルギー関連施策に関する情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

年度 号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する
法律（平成 25 年法律第 81 号）第 16 条第 1 項の規定により、所有権移転等促進計画
を定める。

年 月 日
市町村長名

第 1 所有権移転関係

1 各筆明細

整理番号		所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)			(氏名又は名称)		(住所)							
		所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所 (B)			(氏名又は名称)		(住所)							
所有権を移転する土地 (C)		所有権の移転の内容 (D)				農用地の所有権移転に係る当事者間の法律関係 (E)		所有権を移転する土地の (B) 以外の権原者等 (F)			備考			
所在 大字	地番	地目 現況 登記簿	面積 ㎡	所有権 の登記 の有無	利用 目的	所有権 の移転 の時期	対価 円	対価の 支払 方法	対価の 支払 期 限	引渡の 時期		住所	氏名又は 名称	権原の 種類
この計画に同意する。 所有権の移転を受ける者 所有権を移転する者 所有権を移転する者以外の者で所有権を移転する土地につき所有権その他の 使用収益権を有する者 住 所 (同上) 〇〇 〇〇 住 所 (同上) 〇〇 〇〇 住 所 (同上) 〇〇 〇〇														

- (記載注意) (1) この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。所有権の移転を受ける者が同一で、所有権を移転する者が異なる場合には、整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (A) 欄及び (B) 欄の「他の各筆明細の整理番号」は、(A) 欄及び (B) 欄に掲げる者の同一公告に係る計画の他の各筆明細の整理番号を記載する。
- (3) (C) 欄は、大字別に記載する。
- (4) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び土地登記簿の地積がない場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きする。
- (5) (C) 欄の「所有権の登記の有無」は、土地登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には (表) と、所有権の登記がある場合には (所) と、未登記の場合には (未) と記載する。

- (6) (D) 欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、再生可能エネルギー発電設備として利用、農林漁業関連施設として利用、開発して樹園地として利用等）を記載する。
- (7) (D) 欄の「対価」は当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。）の額を記載する。なお、交換の場合で交換差金を伴うときには、その額を記載すること。
- (8) (E) 欄は、所有権移転に係る土地が農用地の場合に、当事者間の法律関係を「売買」等と記載する。
- (9) (F) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (10) 「備考」欄は、次の事項を記載する。
 - ① 土地登記簿に所有権以外の権利に関する事項（例えば抵当権の登記等）があるときは、その旨
 - ② 対価を分割払いの方法により支払う場合にあっては、各支払期日ごとの支払金額

2 共通事項

- (1) この所有権移転等促進計画の定めるところにより行われる所有権の移転は、1 の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - 所有権以外の権利の消滅
 - 所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（譲渡人甲）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。
- (2) 租税公課の負担
 - 所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人甲が負担する。
 - (市町村が囑託により登記することができることとなつたとき)
- (3) 所有権の移転の登記
 - この所有権移転等促進計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（譲受人乙）の請求により、市町村の囑託により行うものとし、譲渡人甲はこれに協力しなければならない。
- (4) 経費の負担
 - 所有権の移転の登記に要する経費は、譲受人乙が負担する。その他の経費については、譲渡人甲及び譲受人乙が協議して決める。
- (5) 法律関係の解除
 - 譲渡人甲又は譲受人乙は、相手方がこの所有権移転等促進計画に基づく義務を履行しないときは、この所有権移転等促進計画によって成立した法律関係を解除することができる。
- (6) 所有権取得者の責務
 - 譲受人乙は、この所有権移転等促進計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (7) 取消権の留保
 - 所有権移転等促進計画の公告後の事情変更により所有権移転等促進事業の目的を達成することが困難となったときは、市町村は所有権移転等促進計画を取り消すことができる。
- (8) その他
 - この所有権移転等促進計画の定めのない事項及び所有権移転等促進計画に関し疑義が生じたときは、譲渡人甲、譲受人乙及び市町村が協議して定める。

(記載注意) これは、記載例であるので、所有権の移転の内容等に応じて必要な事項を定めること。

3 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	氏名又は名称	性別	年齢	農作業従事日数				日			
所有権の移転等を受ける土地の面積 (A) m ²	所有権の移転等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	所有権の移転等を受ける者の主たる経営項目 (C)	所有権の移転等を受ける者の世帯員等の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)					所有権の移転等を受ける者の主たる家畜の飼養の状況 (E)	所有権の移転等を受ける者の主たる農機具の所有の状況 (F)		
			氏名	年齢	年 性 続	従事日数	備 考		種類	数量	
田	田	世帯員等									
畑	畑										
樹園地	樹園地										
採放草地	採放草地										
その他	その他										

- (記載注意)
- (1) 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、所有権の移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、再生可能エネルギー発電設備・農林漁業関連施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して再生可能エネルギー発電設備・農林漁業関連施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。

- (3) (B) 欄の、「自作地」欄には所有権に基づき現に耕作又は養畜の事業に供しているものを、「所有権」のうちの「その他」欄には農業経営を委託しているもの及び不耕作地等その所有者その他及びその世帯員等により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものを、「借入地」のうちの「その他」欄には所有権以外の権原を有する土地でこれらにより現に耕作又は養畜の事業に供されていないものをそれぞれ記載する。「その他」欄に記載されるものがある場合には、その理由を欄外余白に付記すること。
- (4) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「備考」には、その農業経営に必要な農作業がある限りその農作業に常時従事しているかどうかを記載する。
- (6) (F) 欄の「農機具の所有状況」には、現に使用しているものについて記入し、その性能等できる限り詳細に記入する。
- (7) 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳の整理番号氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる（農地台帳の整理番号は、「氏名又は名称」欄に所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称と併せて記載する。）。

第2 地上権設定関係
1 各筆明細

整理番号				地上権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所（A）		（氏名又は名称）		（住所）					
				地上権を設定する者の氏名又は名称及び住所（B）		（氏名又は名称）		（住所）					
地上権を設定する土地（C）		設定する地上権（D）						農用地の地上権設定に係る当事者間の法律関係（E）		地上権を設定する土地の（B）以外の（F）		備考	
所在	地番	現況地目	面積㎡	積利用権の種類	内容	始期	存続期間（終期）	地代	地代の支払方法	住所	氏名又は名称		権の種類
大字													
この計画に同意する。 地上権の設定を受ける者 地上権を設定する者 地上権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者		住											
		所（同上）											
		所（同上）											

（記載注意）

（1） この各筆明細は、地上権設定の当事者ごとに別葉とする。地上権の設定を受ける者が同一で、地上権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。

（2） （D）欄の「内容」は、地上権の設定による当該土地の利用目的（例えば再生可能エネルギー発電設備として利用）及び当該地上権に附帯する条件等を記載する。

（3） （D）欄の「存続期間（終期）」は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日（始期）から〇〇年〇月〇〇日まで」と記載する。

（4） （D）欄の「地代」は、当該土地の1年分の地代（期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の地代）の額を記載する。

（5） （D）欄の「地代の支払方法」は、地代の支払期限と支払方法（例えば、毎年〇月〇〇月までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等）を記載する。

（6） その他は、第1の1の記載注意と同じ。

2 共通事項

この所有権移転等促進計画の定めるところにより設定される地上権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 地代の支払猶予
地上権を設定する者（以下「甲」という。）は、地上権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、地代の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (2) 租税公課の負担
甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (3) 取消権の留保
所有権移転等促進計画の公告後の事情変更により所有権移転等促進事業の目的を達成することが困難となったときは、市町村は所有権移転等促進計画を取り消すことができる。
- (4) 法律関係の解除
甲又は乙は、相手方がこの所有権移転等促進計画に基づく義務を履行しないときは、この所有権移転等促進計画によって成立した法律関係を解除することができる。
- (5) 地上権の目的物の返還
地上権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更にについては、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (6) 地上権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この所有権移転等促進計画に定めるところにより設定される地上権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (7) 地上権取得者の責務
乙は、この所有権移転等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (8) その他
この所有権移転等促進計画の定めのない事項及び所有権移転等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

(記載注意) これは、記載例であるので、所有権の移転の内容等に応じて必要な事項を定めること。

- (3) 地上権の設定を受ける者の農業経営の状況等
第1の3と同じ。

第3 賃借権（使用貸借による権利）設定関係
1 各筆明細

整理番号				賃借権（使用貸借による権利）の 設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)				氏名又は名称				(住所)																	
				賃借権（使用貸借による権利）を 設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)				氏名又は名称				(住所)																	
賃借権（使用貸借による権利）を設定する土地 (C)				設定する賃借権（使用貸借による権利） (D)								賃借権（使用貸借による権利）を設定 する土地の (B) 以外の権原者等 (F)				備 考													
所 在		地番		現況 地目		面積 ㎡		権利 の種類		内容		始期		存続期間 (終期)				借賃		借賃の支 払方法		農用地の賃借権に 係る法律関係 (E)		住所		氏名又は 名称		権原の 種類	
大字		字																											
この計画に同意する。 賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者 賃借権（使用貸借による権利）を設定する者 賃借権（使用貸借による権利）を設定する者以外の者で賃借権（使用貸借 による権利）を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者 住 所 (同上) 〇〇 〇〇 住 所 (同上) 〇〇 〇〇 住 所 (同上) 〇〇 〇〇																													

- (記載注意)
- (1) この各筆明細は、賃借権（使用貸借による権利）設定の当事者ごとに別葉とする。賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者が同一で、賃借権（使用貸借による権利）を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について賃借権（使用貸借による権利）が設定される場合には、〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (3) (D) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」と記載する。

- (4) (D) 欄の「内容」は、賃借権（使用貸借による権利）の設定による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、再生可能エネルギー発電設備として利用、農林漁業関連施設として利用）を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記する。
- (5) (D) 欄の「存続期間（終期）」は、「〇年」又は「〇年〇月〇〇日（始期）から〇年〇月〇〇日まで」と記載する。
- (6) (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃）の額を記載する。
- (7) (D) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法（例えば、毎年〇月〇〇月までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等）を記載する。
- (8) その他は、第1の1の記載注意と同じ。

2 共通事項

この所有権移転等促進計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予
賃借権（使用貸借による権利）を設定する者（以下「甲」という。）は、賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (2) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、1の各筆明細に定める賃借権（使用貸借による権利）の存続期間の中途において解約する権利を有しない。
- (3) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は、1の各筆明細に定める賃借権（使用貸借による権利）の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (3) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は賃借権（使用貸借による権利）を譲渡してはならない。
- (4) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができ、乙が修繕する費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (5) 租税公課の負担
ア 甲は、賃借権（使用貸借による権利）目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 乙は、賃借権（使用貸借による権利）目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
- ウ 賃借権（使用貸借による権利）目的物の返還
賃借権（使用貸借による権利）目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によつて生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (7) 賃借権（使用貸借による権利）に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この所有権移転等促進計画に定めるところにより設定される賃借権（使用貸借による権利）に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- (8) 賃借権（使用貸借による権利）取得者の責務
- (9) 乙は、この所有権移転等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (9) 取消権の留保
- (10) 所有権移転等促進計画の公告後の事情変更により所有権移転等促進事業の目的を達成することが困難となったときは、市町村は所有権移転等促進計画を取り消すことができる。
- (10) その他
- (10) この所有権移転等促進計画の定めのない事項及び所有権移転等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。
- (3 賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者の農業経営の状況等
第1の3と同じ。

第4 地上権（賃借権・使用貸借による権利）移転関係
1 各筆明細

整理番号			地上権（賃借権・使用貸借による権利）の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（A）				（氏名又は名称）		（住所）				
			地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する者の氏名又は名称及び住所（B）				（氏名又は名称）		（住所）				
地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する土地（C）		移転する地上権（賃借権・使用貸借による権利）（D）	農用地の地上権に係る等当事者間の法律関係（E）				地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する土地の（B）以外の権原者等（F）		備考				
			所在地	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期	存続期間（終期）	借賃	代（借）の支払方法	
大字	字												
この計画に同意する。 〔 地上権（賃借権・使用貸借による権利）の移転を受ける者 地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する者 地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する者以外の者で地上権（使用貸借による権利）を移転する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者 （記載注意） 第2の1及び第3の1の記載注意と同じ。 〕													

- 2 共通事項
この所有権移転等促進計画の定めるところにより設定される地上権（賃借権・使用貸借による権利）は、1の各筆明細に定めるもののほか、この所有権移転等促進計画の定めのない事項及び所有権移転等促進計画に關し疑義が生じたときは、地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する者、地上権（賃借権・使用貸借による権利）の移転を受ける者及び市町村が協議して定めるところによる。
- （3 地上権（賃借権、使用貸借による権利）の移転を受ける者の農業経営の状況等）
第1の3と同じ。

様式例第 2 号（第 6 条関係）

〇〇協議会規約（例）

令和〇年〇月〇日制定

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この協議会は、〇〇協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、〇県〇市〇（〇庁舎内〇階）に置く。

（目的）

第 3 条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。次条第 1 号において「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

（協議）

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 法第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する基本計画の記載事項の内容
 - 二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担
 - 三 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 13 条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
 - 四 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること
- 2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。
- 一 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの活用方法

- 二 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加
- 三 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整

(備考) 第1項第3号については該当する場合に記載。

第2章 構成員等

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 〇〇市(町、村)
- 二 〇〇(再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者)
- 三 〇〇(農林漁業者)
- 四 〇〇(農林漁業団体)
- 五 〇〇(関係住民)
- 六 〇〇(学識経験者)
- 七 その他協議会が必要と認める者

(届出)

第6条 構成員は、その氏名又は住所(構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
 - 二 副会長 〇名
 - 三 監 事 〇名
- 2 前項の役員は、第5条の構成員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。また監事は、監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、〇年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第 10 条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 11 条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の承認を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の○日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、承認の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第 4 章 会議

(会議の招集)

第 12 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、構成員の○分の一以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 13 条 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 構成員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 3 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。
- 4 協議会は、構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

第 14 条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 構成員の現在数、当該会議に出席した構成員数及び当該会議に出席した構成員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかななければならない。
- 4 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体

や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第 15 条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 16 条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

第 17 条 協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約及び前条各号に掲げる規定
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第 6 章 会計

(事業年度)

第 18 条 協議会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

第 7 章 協議会規約の変更、協議会が解散した場合の措置等

(規約の変更等)

第 19 条 この規約を変更する場合には、会議において出席者の承認を経るものとする。

- 2 基本計画の一部変更等に伴い、構成員を除名し規約変更する場合は、第 11 条に準じ、会議の承認を必要とする

(協議会の解散)

第 20 条 協議会を解散する場合は、構成員の〇分の〇以上の同意を得なければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第 21 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第 8 章 雑則

(細則)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

様式例第 3 号（第 6 条関係）

協議会において協議が調った事項について

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 6 条第 1 項に基づき組織した協議会において、下記の事項について協議会の協議が調ったので、公表する。

記

- 1 取組内容
- 2 取組を行う地域・土地の所在
- 3 取組期間
- 4 取組に関わる者の役割分担

※協議内容に関連する資料は別添のとおり。

様式例第 4 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

殿

市町村長

設備整備計画に係る認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった設備整備計画については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条 第 4 項の規定に基づく〇〇知事の同意を得た上で、同条 第 3 項の規定に基づき、認定をします。

また、下記の者が本認定に係る設備整備計画に従って同法第 7 条第 3 項第 2 号に規定する再生可能エネルギー発電設備等（以下「再生可能エネルギー発電設備等」といいます。）の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、同法第 9 条第 1 項の規定により、農地法第 4 条第 1 項の許可があったものとみなされます。（※ 1）

記

1 農地を転用する者の住所等

<u>氏名</u>	<u>住所</u>

2 土地の所在等

<u>土地の所在</u>	<u>地 番</u>	<u>地 目</u>		<u>面積</u> <u>(㎡)</u>	<u>備 考</u>
		<u>登記簿</u>	<u>現 況</u>		

3 再生可能エネルギー発電設備等の種類

また、下記の者が本認定に係る設備整備計画に従って法第7条第3項第2号に規定する再生可能エネルギー発電設備等（以下「再生可能エネルギー発電設備等」といいます。）の用に供することを目的として下記に係る農用地を農用地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、同法第9条第2項の規定により、農地法第5条第1項の許可があったものとみなされます。（※2）

記

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容		備考
		登記簿	現況		権利の種類	権利の設定・移転の別	

3 再生可能エネルギー発電設備等の種類

(備考)

- 下線部分は、設備整備計画の認定に際して、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づく協議を行った場合（認定に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が同項第2号に掲げる行為に該当する場合を除く。）に、記載する。
- ※1二重下線部分は、認定に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が農地法第4条第1項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、※2波線部分は同法第5条第1項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、それぞれ記載する。
- 記については、農地を転用する者又は譲受人ごとに欄を繰り返し設けて記載する。
- 別添として、本通知に係る設備整備計画の写しを添付する。

様式例第 5 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

殿

市町村長

設備整備計画に係る不認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった設備整備計画については、下記の理由により農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づく認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、市町村長に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式例第 6 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣
都道府県知事
海岸管理者

}

殿

市町村長

設備整備計画の認定について（協議）

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があつた設備整備計画に関し、同設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が同条第 4 項第○号に掲げる行為に該当するものであるため、同項の規定に基づき、協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いする。

記

- 1 住所：
- 2 氏名：

（備考）

- 1 別添として申請に係る設備整備計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。
- 2 通知文に設備整備計画の認定に係る協議が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項各号に掲げられたいずれの号に係るものであるかを明記した上で、設備整備計画の申請書のうち、別表 3－1 から別表 3－6 までについては、同項の規定により協議することとされている者に係るものの写しを添付する。
- 3 設備整備計画の添付書類のうち、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令第 1 条第 2 項第 5 号から第 11 号までに掲げる書類については、別表 3－1 から別表 3－6 までのうちの写しを添付するものに係るものの写しを添付する。

様式例第 7 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣
都道府県知事
海岸管理者

} 殿

市町村長

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項に規定する同意後の設備整備計画の認定に係る通知

貴殿から令和 年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づく認定をしたため、その旨通知する。

（備考）
別添として、認定通知書の写しを添付する。

様式例第 8 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣
都道府県知事
海岸管理者

} 殿

市町村長

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項に規定する同意後の設備整備計画の不認定に係る通知

貴殿から令和 年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づく認定をしなかったため、その旨通知する。

（備考）

別添として、不認定通知書の写しを添付する。

様式例第 9 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

環境大臣
都道府県知事
海岸管理者

設備整備計画の認定について（回答）

令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件については、協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条 第 5 項第 1 号に掲げる 要件に該当するものであると認めるので、同意をする。

（備考）

- 1 下線部分は、協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 4 項第 1 号に掲げる行為であって、当該行為が農地法第 4 条第 1 項の許可を受けなければならない場合には記載するものとし、当該行為が農地法第 5 条第 1 項の許可を受けなければならない場合には下線部分を「第 5 項第 2 号に掲げる」とし、当該行為が法第 7 条第 4 項第 3 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 7 項第 1 号に定める」とし、当該行為が同項第 4 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 7 項第 2 号に定める」とし、当該行為が同項第 5 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 7 項第 3 号に定める」とし、当該行為が同項第 6 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 8 項に規定する」とし、当該行為が同項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為（自然公園法第 20 条第 3 項の許可に係るものに限る。）である場合には下線部分を「第 6 項に規定する」とし、当該行為が同項第 9 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 7 項第 4 号に定める」と書き換えるものとする。
- 2 協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、法第 7 条第 4 項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為（自然公園法第 33 条第 1 項の届出に係るものに限る。）である場合には、様式例第 11 号を用いるものとする。

様式例第 10 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

環境大臣
都道府県知事
海岸管理者

設備整備計画の認定について（回答）

令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件については、協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、下記のとおり、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条 第 5 項第 1 号に掲げる 要件に該当するものであると認められないので、同意をしない。

記

同意をしない理由

（備考）

- 1 下線部分は、協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 4 項第 1 号に掲げる行為であって、当該行為が農地法第 4 条第 1 項の許可を受けなければならない場合には記載するものとし、当該行為が農地法第 5 条第 1 項の許可を受けなければならない場合には下線部分を「第 5 項第 2 号に掲げる」とし、当該行為が法第 7 条第 4 項第 3 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 7 項第 1 号に定める」とし、当該行為が同項第 4 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 7 項第 2 号に定める」とし、当該行為が同項第 5 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 7 項第 3 号に定める」とし、当該行為が同項第 6 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 8 項に規定する」とし、当該行為が同項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為（自然公園法第 20 条第 3 項の許可に係るものに限る。）である場合には下線部分を「第 6 項に規定する」とし、当該行為が同項第 9 号に掲げる行為である場合には下線部分を「第 7 項第 4 号に定める」と書き換えるものとする。
- 2 協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、法第 7 条第 4 項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為（自然公園法第 33 条第 1 項の届出に係るものに限る。）である場合には、様式例第 12 号を用いるものとする。

様式例第 11 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

環境大臣
都道府県知事

設備整備計画の認定について（回答）

令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件について
同意をする。

（備考）

協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為（自然公園法第 33 条第 1 項の届出に係るものに限る。）である場合に使用するものとする。

様式例第 12 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

環境大臣
都道府県知事

設備整備計画の認定について（回答）

令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件について
同意をしない。

記

同意をしない理由

（備考）

協議に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為（自然公園法第 33 条第 1 項の届出に係るものに限る。）である場合に使用するものとする。

様式例第 13 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

設備整備計画の認定に係る協議に対する同意について（協議）

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項の規定に基づき、令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で〇〇市町村長から協議のあった設備整備計画について、同項の同意をしようとするので、同条第 9 項の規定に基づき、協議する。

（備考）

- 1 別添として申請に係る設備整備計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。
- 2 設備整備計画の申請書のうち、別表 3－1 から別表 3－6 までについては、別表 3－1 の写しのみ添付し、別表 3－2 から別表 3－6 までは省略する。
- 3 設備整備計画の添付書類のうち、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令第 1 条第 2 項第 5 号から第 11 号までに掲げる書類については、同項第 5 号に掲げる書類の写しを添付する。

(別紙)

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律
第7条第9項の規定による協議に係る事案の概要書

		都道府県名							
申請者の住所等	譲受人	住所		氏名					
	譲渡人	住所		氏名 外 名					
申請に係る土地	所在地番	市町 郡村 外 筆							
	地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
	10a 当たり 平均収穫高	田	Kg	畑	Kg	採草放牧地	Kg	当該市町村の 平均	Kg
	権利を設定し、又は移 転しようとする契約の 内容	権利の種類	権利の設定・移転の別 設 定 ・ 移 転		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		
農 地 の 区 分									
許可基準に定める農地の区分 の該当事項									
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件 及び周辺の市街地化の状況を 記載すること)									
転用候補地内 の農地の区分 別面積及びそ の割合	発電設 備	区分 面積	農用地区域内農地	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積	(参考)全体面積
		割合			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	農林漁 業関連 施設	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		割合	%	%	%	%	%	%	100%
	合計	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	割合	%	%	%	%	%	%	100%	
特定土地改良 事業等関係	事業の種類	事業施行者		施行面積	申請地に関係 する面積	施行時期	申請地に関する 土地改良財産		
申請に係る土地と都市計画 との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内		計画区域外		(告示 年 月 日)		
	都市計画法第8条の地域地区 の決定		地域地区の種類						
	決定なし								
申請に係る土地と農業振興 地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内		振興地域外		(告示 年 月 日)		
	農用地区域決定の有無		農用地区域内		農用地区域外		(決定 年 月 日)		
転用目的									
転用目的に係 る事業又は施 設の概要	発電設 備	土地造成	名称	設備等の数	建設面積		所要面積		
		建築物			m ²		m ²		
		工作物			m ²		m ²		
		合計			m ²		m ²		
	農林漁 業関連 施設	土地造成			m ²		m ²		
		建築物			m ²		m ²		
		工作物			m ²		m ²		
		合計			m ²		m ²		
	合計	土地造成			m ²		m ²		
		建築物			m ²		m ²		
		工作物			m ²		m ²		
		合計			m ²		m ²		
	転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を 防除するための措置等の妥当性の概要								
農業上の土地利用との調整を了している場合等にお いては、その概要									
農地法第4条第2項又は第5条第2項の規定により 許可できない場合に該当しないことの説明									
付すべき条件									
協議に際して特記すべき事項									

(備考)

- 1 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 2 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 3 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- 4 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事が同意の可否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

様式例第 14 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

殿

市町村長

設備整備計画の認定取消通知書

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づき、令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号により認定した設備整備計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、市町村長に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式例第 15 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣
都道府県知事 } 殿
海岸管理者 }

市町村長

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項に規定する同意後の設備整備計画の認定の取消しに係る通知

令和 年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号により貴殿から同意を得て農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づき令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号により認定をした設備整備計画については、別添写しのとおり、その認定を取り消したので、通知する。

（備考）

別添として設備整備計画の認定取消通知書の写しを添付する。

様式例第 16 号（第 8 条関係）

設備整備計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

市町村長 殿

申請者
住 所
氏 名

令和 年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた設備整備計画について、下記のとおり変更したので、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 8 条第 2 項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

3 変更日

(備考)

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。